

内閣府	北方領土問題対策協会
-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。	2a	平成24年度からの後継船舶の就航に合わせ、四島交流事業の参加者に対し一部経費の負担を求めることとし、現在関係団体と調整を進めており、23年度中に結論を得ることとしている。
	広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。	2a	平成23年度は、国と協会が合同で、北方領土問題に対する理解と関心が相対的に低い若い世代をターゲットとして、全国の各都市において地方メディアと連携した広報啓発を展開する「全国キャンペーン」を実施することとしており、これまで関心の低かった次代を担う若い世代に対する重点的な取組とするとともに、地方メディアの活用による普及効果の向上を図る。 また、これまで協会が支援して都道府県民会議ごとに実施していたパネル展等の啓発イベントについては、同キャンペーンと併催させることにより、集客力を高め、啓発効果の向上を図る。 さらに、これまで一部の都道府県のみで実施していた青少年向けのスピーチ・作文コンテスト事業について、平成23年度から、協会において全国規模のスピーチコンテストとして開催することとしており、同コンテストに関する効率的かつ効果的な広報の展開により参加者数の拡大を図り、事業の発展を図る。 その他、低コスト型で、広く国民の理解と関心の向上につながるような、インターネットを活用した事業の推進を図る。具体的には、教育現場における北方領土教育を教師がより容易かつ効果的に実施できるよう、副教材ソフトを作成し、インターネットを通じて頒布する。また、一般国民に受け入れられやすいアニメーションやCGを使用した啓発動画を作成し、インターネット等を適して公開する。さらに、北方領土に関連する写真や資料、元島民の証言映像等を取りまとめ、インターネットを通じて公開するデジタルライブラリーを制作する。 なお、老朽化が進んでいる啓発広告塔等については、活用方法を検討した上で、改修を行うとともに、効果が薄れているものについては撤去することとし、電光掲示板などのより効果的な媒体を活用する。 また、例年実施している都道府県民会議代表者全国会議についても、これまで都道府県ごとに持ち回りで開催していたものを東京開催とし、バック料金を活用した旅費等の縮減を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。	2a	平成22年3月から個人信用情報システムの利用を開始し、22年度においては利用対象資金87件の申し込み6件について多重債務状態にあることが判明するなどの効果があった。なお、平成23年度以降も同システムを活用し、将来の債権回収コストの抑制に努めることとしている。

内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構
-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。	2a	平成22年度から主に以下の取組を継続して実施することにより、先行的研究事業の効率化を推進している。 ①研究機器の共有化・共用化：平成22年11月に「コモンリソース諮問委員会」を設置し、各種の研究機器を(a)一括して管理し、各研究ユニットの利用に供する「共通機器」、(b)主たる利用者となる研究ユニットが管理するが、他の研究ユニットによる利用も推進する「共有機器」、(c)主に個別の研究ユニットが利用する「専用機器」に振り分け、こうした分類に基づき、各種研究機器を組織全体として効果的・効率的に利用する運用を開始した。これに伴い、研究機器の運用状況を一元的に把握することが可能となり、重複する研究機器の購入の防止や保守契約の一括化等が可能となった。 ②研究資料の一括購入・単価契約購入の推進：機構の複数のユニットが使用する研究資料について一括して購入し一元的に管理する取組を開始し、平成22年度には前年度比26% (3,250千円)のコストを削減した。また、DNAシーケンシング試薬について、年間の使用量予測を提示して単価契約の入札を実施し、複数回に分けて入札する場合に比べて年間で25,555千円を削減した。 ③平成23年度の研究機器の保守契約について、同じメーカーの機器をとりまとめて一括で保守契約を結ぶことで、12,017千円の保守費用を削減した。 これらの取組を含め業務の効率的実施を図り、平成22年度から平成23年度にかけて、主任研究者が23名から29名に増加しているところ、主に研究経費に充てられる運営費交付金を平成22年度：8,166,551千円に対し、平成23年度8,479,591千円(学校法人移行後の補助金を含み、新成長戦略に係る特別枠分を除く)としている。
02 大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は沖縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。	1a	平成22年10月に開催された第11回会合以降、運営委員会は沖縄で開催し、会場に機構内の会議室を用いるとともに、航空券のクラスの見直し、電話会議システムの活用を図り、開催経費の節減を実施した。 (参考)運営委員会開催経費について 第11回会合(平成22年10月開催):7,141千円、第12回会合(平成23年2月開催):8,024千円、第13回会合(平成23年6月開催):3,476千円 第1回会合から第10回会合の平均:12,893千円
03 施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第3研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用に努めること等により、施設整備費を縮減する。	2a	平成23年度に予算要求することを見込んでいた第3研究棟に係る施設整備費(2,138,360千円)の計上を見送った。また、施設整備費の縮減等の観点から、学生や教員の宿舎等については、民間事業者が施設整備や日常的な維持管理を行い、家賃収入で独立採算型の事業として、民間資金により整備を行うこととしており(国費は投入しない)、現在その準備を進めている。また、コラボレーションセンターにおいては、宿舎部分を民間資金で整備することで、全体を施設整備補助金で整備する場合に比べ、約9億円の国費の縮減を図る見込み。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 職員宿舎の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から抜いて検討する。	2a	借上職員宿舎については、平成23年11月に予定されている学校法人への移行に向けた各種制度等の検討に合わせ、管理部門の経費を縮減する観点から、大学院大学の教授等以外の教職員に関する法人負担分を廃止する方針で検討を進めている。なお、移行までの間、新規利用者については、主任研究者以外の職員に関する法人負担分を廃止する。なお、学校法人移行後も、借上宿舎の使用料について、不断の見直しを行う。
05 人件費の見直し	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の5か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成22年度から以下の取組を継続して実施することにより、人件費の抑制及び給与水準の適正化に努めている。 ・俸給表の見直しを行い、向こう5年間で5.5%の減額を実施することとし、平成22年度及び23年度にそれぞれ1.1%の減額を実施。 ・人事評価に対応する昇給の昇給率(昇給率俸給の基準)の切下げ(22、23年度) ・定年制職員の俸給表の上位号俸給を減らすことにより昇給の上限を抑制(22年度) これらの取組の結果、平成22年度のラスパイレース指数は118.9となり、前年度と比べて3.9ポイント低下した。(当機構は、平成17年の設立以来、定年制職員(月給制)を事務・技術職員の21.8%に抑制し、基幹となる職員を中心に充てつつ、任期付職員(年俸制)及び派遣職員の活用にも努めてきたところであり、ラスパイレース指数の算定対象とならない任期付職員を含めた事務・技術職員全体の指数を算定すると、104.3となる。) また、業務拡大により職員の新規採用が増加したにもかかわらず、総人件費の低減に努めた結果、平成22年度の総人件費の前年度比での伸び率(25.5%)は職員数の伸び率(30.7%)に対し5.2%抑制された。
06 法人管理・運営の抜本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を設置し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁(内閣府)に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。	1a	事務事項を総括する事務局長について、平成22年7月に専任の者を採用・配置した。また、施設及び建設に関する予算検討委員会を機構内部に設置し、関連予算についての執行管理の強化を図っている。 毎月、月次の予算執行結果を取りまとめ内閣府に報告するとともに、適切な管理運営体制の構築に必要な連絡及び協議を行うことを目的として、内閣府との間で連絡協議会を概ね月1回程度開催している。
07 組織体制の整備	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。 ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置	2a	現在、内閣府において学校法人への移行に向けた政省令の整備等について検討を行っているところであり、基本方針において明示された事項について、事業計画の認可のための必要記載事項として内閣府令に規定することとした。 学校法人移行後の適正な管理運営を確保するための仕組みの検討に当たっては、適宜、有識者の意見を聴取している(平成22年4月に内閣府独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を開催)ほか、上記の内閣府との連絡協議会においても、学校法人移行後の適正な管理・運営を確保するための制度設計について定期的に協議・検討を行っている。